

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能美市長 井出敏朗

市町村名 (市町村コード)	能美市 (17211)
地域名 (地域内農業集落名)	中央地区3 (上清水町、北市町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月13日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農事組合法人を中心に、水稻、麦、大豆の作付が多い地区である。
- ・用水の管理について生産組合と耕作者との間で認識に相違があり、災害時に備えて情報整理の必要がある。
- ・宅地化が進んでいるエリア等では、住民と耕作者との意識に温度差がある。
- ・大雨の際、近接する工場や宅地周辺から溢れてきた雨水が農地へ流入し、農地の保全好ましくなく、耕作者としてはこれ以上宅地化が進むと大雨時の被害が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・他地区からの耕作者がいることもあり、用水管理等の問題で情報整理の必要はあるが、耕作状況や作物等は現状維持とする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- 農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農事組合法人アグリてどり(集落営農組織)にほぼ集約されているため現状維持する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 すでに活用している。
(3) 基盤整備事業への取組方針 現状では必要ないが、今後必要に応じて検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 集落営農組織以外にも他集落から大規模農家だけでなく、個人経営の農家もあり、多様な経営体によって農地を維持していくが、担い手が高齢化しているため、後継者の確保を検討する必要がある。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 必要に応じて検討する

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				